

大阪宅建政治連盟
会長 岡田 文夫

筆界確認書の取扱い基準の見直しに関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会諸活動に何かとご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、地積更正又は分筆登記を申請する場合には、地積測量図を作成すべき土地の範囲(申請地の筆界)を確定する必要があります。筆界については法令上の根拠はなく、筆界確認書において近畿圏では、「不動産登記事務取扱基準」の中で印鑑証明書添付を求められております。東京都・首都圏では、筆界確認書は、隣地所有者の認印の押印、本人確認、土地家屋調査士の記名職印の押印で作成されておりますが、大阪の場合は隣地所有者の実印の押印、印鑑証明書添付等、不動産流動化の障害となっております。

つきましては、不動産流動化の遅れ・企業の流失を止める為にも、時代のニーズに合ったサービスが求められます。大阪・関西の再生のためにも取扱い基準の見直しが必要であると考えますので、筆界確認書について「不動産登記事務取扱基準」を見直していただきますよう要望致します。

敬具